

## 藤沢市商店街経営基盤支援事業等補助金交付要綱

制定 平成16年9月1日  
改正 平成22年4月1日  
改正 平成23年4月1日  
改正 平成24年4月1日  
改正 平成25年4月1日  
改正 平成25年7月1日  
改正 平成28年4月1日  
改正 平成28年6月16日  
改正 平成29年4月1日  
改正 平成30年4月1日  
改正 平成30年7月1日  
改正 平成31年4月1日  
改正 令和4年4月1日

### (趣旨)

第1条 市長は、商店街の活性化を図るため、商店街団体が実施する商店街経営基盤支援事業等に要する経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街団体 一般社団法人藤沢市商店会連合会（以下「商連」という。）及び補助金の交付を受けようとする年度の4月1日現在において、商連に加盟している商店街をいう。
- (2) 商店街共同施設設置事業 商店街団体が商店街の環境改善のために実施する街路灯等の共同施設設置事業をいう。
- (3) 商店街街路灯撤去事業 商店街団体が解散に伴い安全確保のために実施する街路灯の撤去事業をいう。
- (4) 顧客用駐車場運営事業 商店街団体が消費者の利便を図るために実施する駐車場の運営管理・提携事業をいう。
- (5) 街路灯等維持管理事業 商店街団体が消費者の安全と防犯のために実施する街路灯等の維持管理事業をいう。
- (6) ショッピングモール事業 商店街団体が快適な買い物空間の確保を図るために実施するモール化事業をいう。

### (補助事業及び補助率等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、商店街共同施設設置事業、商店街街路灯撤去事業、顧客用駐車場運営事業、街路灯等維持管理事業及びショッピングモール事業とする。

2 補助事業における補助率等は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 商店街共同施設設置事業にかかる算定基準及び補助の額は、別表第1、別表第2のとおり

とする。

(2) 商店街街路灯撤去事業にかかる算定基準及び補助の額は、別表第3のとおりとする。

(3) 顧客用駐車場運営事業にかかる算定基準及び補助の額は、別表第4のとおりとする。

(4) 街路灯等維持管理事業にかかる算定基準及び補助の額は、総事業費又は東京電力エナジーパートナー株式会社が算出した公衆街路灯電灯料に相当する額のいずれか低い額の100%以内とする。

(5) ショッピングモール事業にかかる算定基準及び補助の額は、施設・事業内容に応じて、市長が予算の範囲内で補助率を決定するものとする。

3 補助金の額を算出した場合において、当該補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請等に係る添付書類)

第4条 補助金の交付を受けようとする商店街団体は、商店街経営基盤支援事業等補助金交付申請書(第1号様式)に別表第5に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、商店街経営基盤支援事業等補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該商店街団体に通知するものとする。

(届出義務)

第6条 補助金の交付を受けようとする商店街団体は、事業に着手するときにあつては、商店街経営基盤支援事業等補助金事業着手届(第4号様式)を、完了したときにあつては、商店街経営基盤支援事業等補助金事業完了届(第5号様式)に別表第5に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(事業の計画変更)

第7条 第5条の規定により、補助金交付の決定通知を受けた商店街団体が、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに商店街経営基盤支援事業等補助金事業計画変更承認申請書(第6号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、商店街経営基盤支援事業等補助金事業計画変更承認通知書(第7号様式)により通知する。

(事業実績報告書の提出)

第8条 補助金の交付を受けた商店街団体は、当該事業を完了したときは、商店街経営基盤支援事業等補助金事業実績報告書(第8号様式)に別表第5に掲げる書類を添えて、事業完了後1月以内に市長に提出しなければならない。

(備付帳簿)

第9条 補助金の交付を受けた商店街団体は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかななければならない。

(財産処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けた商店街団体は、当該補助金により取得した共同施設等について、取得後5年を経過するまでは、処分してはならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

(検討)

2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月16日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

(検討)

2 市長は、平成34年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果

について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表第1 (第3条関係)

施設	補助要件		最低事業費	補助率	補助限度額等	1種類設置	2種類以上設置
街路灯	新設 (既存街路灯の撤去を伴うものを含む)	1. LEDランプ等環境配慮されたランプを用い、新たな支柱を設置する街路灯のもの。	25万円	75%以内	街路灯1基あたりの補助限度額を次のとおりとする。 既存の街路灯の撤去を伴う場合 1灯式 450,000円 2灯式 637,000円 既存の街路灯の撤去を伴わない場合 1灯式 375,000円 2灯式 562,000円	1000万円	
	修繕	1. 街路灯の破損や老朽化に伴う修繕、及び従前から使用している脚部を利用し、その他の部分を新設する場合のもの。	25万円	60%以内	街路灯1基あたりの補助限度額を次のとおりとする。 1灯式 120,000円 2灯式 240,000円		
		2. 水銀灯からLEDランプ等環境配慮されたランプへの交換を含むもの。	25万円	75%以内	街路灯1基あたりの補助限度額を次のとおりとする。 1灯式 150,000円 2灯式 300,000円		
サイン施設 (片アーチ類及び案内看板類)	次のいずれかに該当する施設。 1. 「片アーチ類」商店街の存在及び商店街の存在する通りの名称等を消費者に周知させることを主たる目的として設置する案内施設で、街路灯、看板類でないもの。 2. 「案内看板類」商店街の構成店、その内容又は商店街の存在する通りの名称等を消費者に周知させることを主な目的として設置する案内施設で、街路灯でないもの。 3. 他の商店街と類似しないデザインであること。		—	30%以内	1基あたり補助限度額を100万円とする。	2000万円	
情報関連施設	商店街が販売促進、顧客管理、情報提供等のための情報化共同事業を実施する際に必要となる一連の情報処理システムで、以下に掲げる施設。 1. システムを構成する電子計算機及び会員店舗等に設置される端末装置等の情報処理機器 2. システムとして稼働させるために必要となるパッケージ型プログラムソフト。ただし、カード等の消耗品類、別途必要となるシステム設計、プログラム開発経費、機器の更新・追加及びリース料については補助しない。 〔施設〕 商店街カードシステム (スタンプカード、プリペイドカード、クレジットカード等) 商店街POSシステム等		—	30%以内	(1) 会員の相当部分が商店街団体との間に情報化共同事業を継続的に利用する旨を締結するなど、当該事業が会員の相当部分によって十分利用されるようになっているものであること。 (2) 会員店舗に設置される端末装置等は商店街団体が所有し、その維持管理を行うものとする。	1000万円	2000万円
駐車場施設	1. 商店街が来街者に利便を供する目的で設置する駐車場施設であること。 (商店街顧客専用駐車場であることを示す看板、アスファルト舗装、フェンス、遮断機等。) 2. 収容台数が1駐車場あたり5台以上であること。 3. 借地の場合は、借地契約期間が1年以上であり、かつ5年以上の存置が見込めること。 4. 利用料金を設ける場合には、施設の維持管理に要する経費を超えることのないように充分配慮すること。		—	30%以内		400万円	
駐輪場施設	1. 商店街が来街者に利便を供する目的で設置する駐輪場施設であること。 (商店街顧客専用駐輪場であることを示す看板、アスファルト舗装、フェンス等) 2. 収容台数が1駐輪場あたり20台以上であること。 3. 借地の場合は、借地契約期間が1年以上であり、かつ5年以上の存置が見込めること。 4. 利用料金を設ける場合には、施設の維持管理に要する経費を超えることのないように充分配慮すること。		—	30%以内			
防犯カメラ		1. 防犯カメラの新設、更新及び修繕に係る経費を補助対象とする。 (既存防犯カメラの撤去を伴うものを含む) 2. その他、以下の条件を満たしていること。 (1) 犯罪の予防を目的として、特定の場所に常設するカメラで、映像表示、通信、録画のために必要な関連機器で構成された装置であること。 (2) 藤沢市防犯カメラ運用基準をすべて満たすものであること。 (3) 設置に必要な許可を受けていること。 (4) 関係法令に違反していないこと。	—	75%以内	(1) 新設、更新、修繕の場合(簡易修繕を除く) 防犯カメラ1台あたりの補助限度額を375,000円とする。	500万円	
					(2) 簡易修繕の場合 1団体の単年度あたり補助限度額を200,000円とする。 また、1団体の単年度あたり申請回数は、2回を上限とする。		20万円

別表第2 (第3条関係)

商店街振興組合及び商店街の事業協同組合に対する補助金の対象及び補助率等

施 設	補 助 要 件	補 助 率 等	補助限度額
組合共同施設	<p>次に掲げる施設の中で、以下に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>1. 組合又は組合員の経営の向上に資するために設置又は所有する施設で、その利用についてはすべての組合員又は大多数の組合員が同時又は交互に利用し得る施設であること。なお、「組合員」とは商店街振興組合、商店街の事業協同組合を構成する者をいう。</p> <p>2. しゃし、遊興に関する施設でないこと。「建物」事務所、倉庫、コミュニティーセンター等（建物の付属設備を含む。）「構築物」受電送配電設備、放送無線通信設備等</p>	<p>1. 補助金の額は、市長が必要と認める施設費総額を次に定める金額に区分して、それぞれの率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。</p> <p>500万円以下の金額は、25%とする。</p> <p>500万円を超え、1,000万円以下の金額は、15%とする。</p> <p>1,000万円を超える金額は、10%とする。</p> <p>2. 算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	300万円

別表第3 (第3条関係)

施設	補助要件		最低事業費	補助率	補助限度額
街路灯	撤去	商店街の解散によりやむを得ない事情で街路灯撤去のみを行うもので、かつ設置後10年を経過し、安全確保のため撤去が必要と商連と市長が判断したものとする。	10万円	30%以内	500万円

別表第4 (第3条関係)

駐車場種別	補助要件	補助対象経費等	補助率	補助限度額
借上駐車場	年間を通じて駐車空間を借り上げて商店街団体自らが運営管理できるもので、1駐車場当たり5台以上の駐車ができるもの。なお、縁石等で区画され顧客用駐車場であることを明確に表示したものでなければならない。	土地賃貸借契約金額及び遮断機等のリース料。 ただし、補助対象台数は、当該商店街団体の会員数以内とし、最高限度台数は、50台とする。	45%以内	1商店街団体 当たり 200万円
提携駐車場	商店街団体と駐車場会社とが提携契約することにより、年間を通じて駐車利用ができ、駐車券のチェックができるもの。なお、駐車利用提携施設であることを明確に表示したものでなければならない。	駐車場使用契約書に定める駐車場利用金額。	45%以内	



別表第5 (第4条, 第6条, 第8条関係)

事業名	添付書類
商店街共同施設設置事業	1. 申請時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金交付申請書 (第1号様式)
	② 収支予算書 (第2号様式)
	③ 当年度総会等資料 (前年度の事業報告・収支決算書と当年度事業計画書・収支予算書 (申請する事業の実施が記載されたもの))
	④ 当年度総会等議事録の写し (要原本証明)
	⑤ 会員名簿
	⑥ 定款又は規約
	⑦ 見積書の写し (参考見積も含め2社以上、防犯カメラの簡易修繕については参考見積不要、要原本証明)
	⑧ 施設設置位置図
	⑨ 施設設計図 (平面図、正面図等)
	⑩ 土地使用承諾書の写し (設置場所が民有地の場合、要原本証明)
	⑪ 行政庁の許可書の写し (設置場所が公有地の場合、要原本証明)
	⑫ 着手前現地写真
	2. 事業着手時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業着手届 (第4号様式)
	② 契約書の写し (要原本証明)
	3. 事業完了時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業完了届 (第5号様式)
	② 完成図面 (申請時と同じものであれば省略できる)
	③ 支払領収書等の写し (支払が完了していない場合事業報告時、要原本証明)
	④ 完成写真
	⑤ 完成物が提出可能なものについては、完成物
	4. 事業報告時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業実績報告書 (第8号様式)
	② 収支決算書 (第9号様式)
商店街街路灯撤去事業	1. 申請時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金交付申請書 (第1号様式)
	② 収支予算書 (第2号様式)
	③ 当年度総会等資料 (前年度の事業報告・収支決算書と当年度事業計画書・収支予算書 (申請する事業の実施が記載されたもの))
	④ 当年度総会等議事録の写し (要原本証明)
	⑤ 会員名簿
	⑥ 定款又は規約
	⑦ 見積書の写し (参考見積も含め3社、要原本証明)
	⑧ 施設設置位置図
	⑨ 着手前現地写真
	⑩ 街路灯撤去理由書
	⑪ 撤去に係る一般社団法人藤沢市商店会連合会意見書
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業着手届 (第4号様式)
	② 契約書の写し (要原本証明)
	3. 事業完了時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業完了届 (第5号様式)
	② 完成図面 (申請時と同じものであれば省略できる)
	③ 支払領収書等の写し (支払が完了していない場合事業報告時、要原本証明)
	④ 完成写真
	4. 事業報告時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業実績報告書 (第8号様式)
	② 収支決算書 (第9号様式)

顧客用駐車場運営事業	1. 申請時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金交付申請書（第1号様式）
	② 収支予算書（第2号様式）
	③ 総事業費、補助対象事業費、補助金額等がわかる積算書類
	④ 委任状（商店街団体が申請等を委任する場合）
	⑤ [借上駐車場] 土地賃貸借契約書及び遮断機等のリース契約書の写し（要原本証明） [提携駐車場] 駐車場使用契約書の写し（要原本証明）
	⑥ 当年度総会等資料 （申請等を委任している場合、一般社団法人藤沢市商店会連合会の総会等資料）
	⑦ 定款又は規約 （申請等を委任している場合、一般社団法人藤沢市商店会連合会の定款）
	⑧ 一般社団法人藤沢市商店会連合会加盟の会員名簿
	2. 事業完了時
① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業完了届（第5号様式）	
② 支払領収書等の写し （支払が完了していない場合事業報告時、要原本証明）	
3. 事業報告時	
① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業実績報告書（第8号様式）	
② 収支決算書（第9号様式）	
街路灯等維持管理事業	1. 申請時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金交付申請書（第1号様式）
	② 収支予算書（第2号様式）
	③ 総事業費、補助対象事業費、補助金額等がわかる積算書類
	④ 委任状（商店街団体が申請等を委任する場合）
	⑤ 当年度総会等資料 （申請等を委任している場合、一般社団法人藤沢市商店会連合会の総会等資料）
	⑥ 定款又は規約 （申請等を委任している場合、一般社団法人藤沢市商店会連合会の定款）
	⑦ 一般社団法人藤沢市商店会連合会加盟の会員名簿
	2. 事業完了時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業完了届（第5号様式）
② 支払領収書等の写し （支払が完了していない場合事業報告時、要原本証明）	
3. 事業報告時	
① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業実績報告書（第8号様式）	
② 収支決算書（第9号様式）	

ショッピングモール事業	1. 申請時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金交付申請書（第1号様式）
	② 収支予算書（第2号様式）
	③ 当年度総会等資料（前年度の事業報告・収支決算書と当年度事業計画書・収支予算書（申請する事業の実施が記載されたもの））
	④ 当年度総会等議事録の写し（要原本証明）
	⑤ 会員名簿
	⑥ 定款又は規約
	⑦ 見積書の写し（要原本証明）
	⑧ 施設設置位置図
	⑨ 土地使用承諾書の写し（設置場所が私有地の場合、要原本証明）
	⑩ 行政庁の許可書の写し（設置場所が公有地の場合、要原本証明）
	⑪ 着手前現地写真
	2. 事業着手時
	① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業着手届（第4号様式）
② 契約書の写し（要原本証明）	
3. 事業完了時	
① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業完了届（第5号様式）	
② 完成図面（申請時と同じものであれば省略できる）	
③ 支払領収書等の写し （支払が完了していない場合事業報告時、要原本証明）	
④ 完成写真	
4. 事業報告時	
① 商店街経営基盤支援事業等補助金事業実績報告書（第8号様式）	
② 収支決算書（第9号様式）	

(注) この表において「原本証明」とは、原本の写しを提出する場合に、商店街団体の代表者が原本と相違ないことを証明するために、当該原本の写しに、原本と相違ない旨、団体名及びその代表者名を記し、並びに押印したものをいう。